

## 入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和 6年 4月25日

日南市長 高橋



記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 細田中学校10号棟外壁改修工事
- (2) 工事場所 日南市大字上方1211番地
- (3) 工期 令和 6年 6月 4日から令和 6年11月29日まで
- (4) 工事概要 細田中学校10号棟の外壁改修工事を行う。  
鉄筋コンクリート造 2階建  
外壁改修工事、建具ガラス取替、戸車取替、縦樋取替
- (5) 予定価格 50,556,000円  
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (45,960,000円)
- (6) 入札条件 別紙1の入札条件のとおり

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する資格は、日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年日南市告示第28号）に基づく、令和5・6年度の競争入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において、条件付一般競争入札公告共通事項書及び別紙2の要件を満たしていること。

なお、参加申込後、落札者決定までの間に、他の公共機関発注工事における落札候補者（落札者）であるため、本工事について契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合には、速やかに連絡し、本工事に係る辞退届を提出するものとする（この場合の契約辞退は、指名停止要件には該当しない）。

### 3 工事等の内容 別紙のとおり

### 4 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所： 日南市ホームページ及び入札情報サービス  
閲覧期間： 令和 6年 4月25日から令和 6年 5月23日まで

## 5 入札参加届

条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）6に示す手続により入札参加の届出を行うこと。

## 6 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等場所	留意事項等
設計図書配付 又は閲覧等	令和 6年 4月 25日（木）から 令和 6年 5月 23日（木）まで	日南市ホームページ（注）及び入札情報サービスに掲載する。
質問の受付	令和 6年 4月 25日（木）から 令和 6年 5月 20日（月）まで	質問先 建設部財産マネジメント課 (契約関係は総合政策部財政課) 方法 FAX又はメールによる。
回答	令和 6年 4月 25日（木）から 令和 6年 5月 22日（水）まで	入札情報サービスに掲載する。
入札参加届出 受付期間	令和 6年 4月 25日（木）から 令和 6年 5月 20日（月）まで	提出先：総合政策部財政課 郵送又は持参（締切日必着）
開札日時	令和 6年 5月 24日（金）10時34分	日南市 総合政策部 財政課
資格審査資料 受付期間	令和 6年 5月 24日（金）13時00分から 令和 6年 5月 24日（金）17時00分まで	落札予定者のみ、総合政策部財政課に持参すること。
開札結果の 公表	令和 6年 6月 3日（月）以降（予定）	入札情報サービスに掲載する。

（注）日南市ホームページアドレス <https://www.city.nichinan.lg.jp/>

## 7 契約事務担当課

日南市総合政策部財政課 契約係

住所 〒887-8585 宮崎県日南市中央通1-1-1

電話 0987-31-1137

FAX 0987-31-1191

E-mail keiyaku@city.nichinan.lg.jp

## 8 本工事担当課

日南市建設部財産マネジメント課 建築営繕係

電話 0987-31-1189

FAX 0987-31-1180

E-mail 現場説明書に記載

## 9 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）に示すとおりとする。

また、入札時積算数量書活用方式（別紙3）の対象とする。

入札方法は、電子入札とする。

入札については、開札日前日の午前8時30分から開札日の午前10時までに入札すること。

## 入札条件

1. 工事名 細田中学校10号棟外壁改修工事
2. 工事場所 日南市大字上方1211番地
3. 開札日時 令和6年5月24日(金) 10時34分
4. 開札場所 日南市 総合政策部 財政課
5. 落札決定通知 令和6年5月29日(水) (方法は、電話及び郵送とする)
6. 契約年月日 令和6年6月3日(月)
7. 入札保証金 要(見積もる金額の5/100以上)  不要
8. 入札の効力 次の各号の一つに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格確認を受けた者以外の者が行った入札
  - (2) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札
9. 最低制限価格の設定の有無  有  無  
有の場合には、最低制限価格を下回ることとなる価格で入札した者は失格とする。
10. 入札回数 入札の回数は、1回とする。
11. 入札の辞退
- (1) 参加申請後、入札を辞退する場合は、開札日前日までに入札辞退届を提出すること。  
ただし、急用により開札日当日辞退する場合は、必ず電話連絡を行うこと。
  - (2) 入札執行前までに入札を辞退した者は、これを理由として指名停止等は行わない。
12. 契約の辞退 他業務の落札による辞退は、令和6年5月24日(金)までに、申し出ること。
13. 契約保証金 要(契約金額が130万円を超える場合、契約金額の1/10以上)  不要
14. 契約の保証 契約保証金を要する場合にあっては、契約の締結と同時に次の各号の一つに掲げる保証を付さなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は、保証事業会社の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
15. 内訳明細書の提出 要(入札時・契約時)  不要
- ※内訳明細書の価格については、入札書の金額と一致すること。また、内訳書の記載例については、市HP参照
16. 支給材料及び貸与品 有  無
17. 前払金の適用 可(契約金額が100万円以上の場合、契約金額の4/10以内)  不可
18. 出来高部分払金の適用 可  不可
19. 請負代金の支払い 引き渡し請求後 40日以内
20. 入札者の心得
- (1) 入札に参加する者は、入札について連合その他不正な行為をしないこと。
  - (2) その他地方自治法、地方自治法施行令、日南市財務規則等の関係規定に従うこと。
21. コリンズ登録 要  不要
22. 建設リサイクル法 該当  非該当

## 別紙 2

1 建設工事の種類	建築一式工事	2 日南市格付における等級区分	格付A級
3 事業所の所在地に関する事項	日南市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店）を有していること。		
4 経営規模に関する事項	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事を受審している者であること。（審査基準日が、入札執行日前1年7か月以内であること。）		
5 施工実績に関する事項	平成26年度以降に完成した次の事項を満たす工事を元請として施工した実績があること。 (1) 日南市内における国、県、日南市発注の工事（種別：非木造）で、新築又は改修にかかる建築一式工事の実績があること。		
6 会社の工事成績に関する事項	日南市が発注した建築一式工事の施工実績があるものにあっては、次の工事成績に関する要件を全て満たすこと。 (1) 工事成績の平均が過去2年連続60点未満でないこと。 (2) 過去2年間の工事成績において、50点未満がないこと。		
7 配置技術者に関する事項	次の事項を全て満たす技術者を、主任技術者として配置することができる。 (1) 1級もしくは2級建築士又は1級もしくは2級建築施工管理技士の資格を有する者 (2) 上記「5 施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人の経験を有する者 (3) 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者 (4) 入札執行日時点で3か月以上の雇用関係を有する者		
8 その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）に示す事項		

## 1 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書及び積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

(5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、日南市工事請負契約約款、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

## 2 工事費内訳書及び積算根拠の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものを積算根拠として、契約後速やかに、発注者に提出しなければならない。なお、積算根拠を提出していない場合は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合においても、受注者は協議を求めることができないものとする。

(3) 工事費内訳書及び積算根拠は、1 (3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。